

保険商品・サービスの提供等の在り方に関するWG(平成 24 年 11 月 28 日)
外国損害保険協会の保険商品・サービスの提供等の在り方に関する意見

1. 見直しの観点

保険商品・サービスの提供等の在り方にかかわる制度の見直しに当たっては、商品開発及び商品認可、募集規制、産業政策の各領域において、次の二つの観点から見直すべきである。

- (1) 保険会社の消費者ニーズへの対応能力の向上
- (2) 募集の過程、商品説明の過程の改善

2. 商品開発及び商品認可

- (1) 保険会社が需要に対応して更なる商品を提供できるよう、商品認可手続きを改善すべきである。
- (2) 料率算出をより柔軟とし、新たな市場に対してより良い料率算出方法を提供できるよう算出要素の改善を図るべきである。

3. 募集規制

- (1) 代理店乗合承認制度を廃止することにより、保険代理店にそれぞれの消費者・企業・会社のニーズに即した適切な保険商品の提供を可能とすべきである。乗合承認制度の根拠となっている商法第 28 条・会社法第 17 条の規定は、任意規定と解されている。当協会は商法の規定の改定を求めるものではなく、代理店委託契約書の文言を改定することを提案するものである。この提案は、究極的に顧客及び保険代理店により広い選択の範囲と柔軟性を提供することとなる。
- (2) 諸外国の保険仲立人と同様に、顧客の代理人としての役割を果たすことができるよう、次の掲げる 3 点の他、保険仲立人に関する規制を改正すべきである。
 - ・ 保険料の收受
 - ・ 保険契約の締結及び終了の代理
 - ・ 保険証券の発行（保険会社からの契約締結権の受託）

さらに、保険仲立人に求められる供託金は、諸外国の類似の市場と整合的であるべきである。昨年の巨額損害により、大企業はリスクマネジメントにおいて保険仲立人の支援を必要としていることは明らかである。

4. 産業政策

当協会は消費税増税及びその保険業に与える影響について懸念を有している。コストの増加は、すべての保険会社の顧客や市場からの期待に応える能力に影響を与える。増加するコストを顧客に転嫁する方法ないしは保険会社の増税とならない方法について、明快な計画を求めるものである。